省令

○法務省令第四号

人権擁護委員法（昭和二十四年法律第百三十九号）第十六条第一項及び第二十条の規定に基づき、人権擁護委員協議会、人権擁護委員連合会及び全国人権擁護委員連合会組織規程の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年三月十五日　法務大臣　金田　勝年

人権擁護委員協議会、人権擁護委員連合会及び全国人権擁護委員連合会組織規程の一部を改正する省令

人権擁護委員協議会、人権擁護委員連合会及び全国人権擁護委員連合会組織規程（昭和二十四年法務府令第四十号）の一部を次のように改正する。

別表第一中「美濃加茂人権擁護委員協議会」を「可茂人権擁護委員協議会」に改める。

附　則

この省令は、平成二十九年四月一日から施行する。

○財務省令第六号

国債に関する法律（明治三十九年法律第三十四号）第一条第一項の規定に基づき、政府短期証券及び割引短期国庫債券の取扱いに関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年三月十五日　財務大臣　麻生　太郎

政府短期証券及び割引短期国庫債券の取扱いに関する省令の一部を改正する省令

政府短期証券及び割引短期国庫債券の取扱いに関する省令（平成十四年財務省令第六十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（振替単位）	（振替単位）
第二条　前条の政府短期証券及び割引短期国庫債券の額面金額の最低額（以下この条において「最低額面金額」という。）は、国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第三条及び政府資金調達事務取扱規則第四条の規定にかかわらず、五万円とし、振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。	**第二条**　前条の政府短期証券及び割引短期国庫債券の額面金額の最低額（以下この条において「最低額面金額」という。）は、国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第三条及び政府資金調達事務取扱規則第四条の規定にかかわらず、一千万円とし、振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。

附　則

この省令は、平成二十九年四月一日から施行し、同日以後の日を償還期限とする政府短期証券及び割引短期国庫債券について適用する。

○文部科学省令第六号

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十六年法律第五十一号）の一部の施行に伴い、へき地教育振興法（昭和二十九年法律第百四十三号）第五条の二及び第五条の三の規定に基づき、へき地教育振興法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年三月十五日　文部科学大臣　松野　博一

へき地教育振興法施行規則の一部を改正する省令

へき地教育振興法施行規則（昭和三十四年文部省令第二十一号）の一部を次のように改正する。

第一条中「都道府県」の下に「又は地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（第六条第二項第一号において「指定都市」という。）」を加える。

第二条第九号中「第一項」及び「又は同法第四条の規定による再委託」を削る。

第六条第二項第一号中「都道府県」の下に「（指定都市の設置する小学校、中学校及び義務教育学校並びに中等教育学校の前期課程並びに共同調理場については、当該指定都市。次条において同じ。）」を加える。

附　則

この省令は、平成二十九年四月一日から施行する。